

○伊予市文化交流センター条例

令和4年9月16日条例第16号

伊予市文化交流センター条例

伊予市文化交流センター条例（平成30年伊予市条例第16号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 市民の文化芸術活動及び生涯学習活動の推進を図り、「まち・ひと・文化」が出会い、つながっていく仕組みを創ることを目的として、伊予市文化交流センター（以下「センター」という。）を設置する。

（位置）

第2条 センターの位置は、伊予市米湊768番地2とする。

（施設）

第3条 センターに次の施設を置く。

- （1）伊予市立図書館
- （2）伊予市文化ホール
- （3）伊予市地域交流館

2 前項第1号に掲げる伊予市立図書館の設置及び管理については、伊予市立図書館設置条例（令和4年伊予市条例第17号）に定めるところによる。

（管理）

第4条 センターは、伊予市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

（文化ホールの事業）

第5条 伊予市文化ホール（以下「文化ホール」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- （1）芸術文化に関する活動の企画及び実施に関すること。
- （2）芸術文化に関する資料の収集、情報の提供等に関すること。
- （3）文化ホールの施設、附属設備及び備品の提供に関すること。
- （4）文化ホールの機能を活用し、憩いの空間の提供及びまちの賑わいに寄与するための事業に関すること。
- （5）前各号に掲げる事業の実施に必要な人材の育成に関すること。
- （6）前各号に掲げるもののほか、第1条に規定する目的を達成するために必要なこと。

（交流館の事業）

第6条 伊予市地域交流館（以下「交流館」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民の自主的な活動の活性化に関すること。
- (2) 地域におけるまちづくりの推進に関すること。
- (3) 交流館の施設、附属設備及び備品の提供に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第1条に規定する目的を達成するために必要なこと。

(指定管理者)

第7条 教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体で、別に定めるところにより教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせるものとする。

2 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 前2条に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) センターの利用許可に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第1条に規定する目的を達成するために必要な業務

(効率的運用)

第8条 指定管理者は、センターを常に良好な状態において管理し、第1条に規定する目的に応じて最も効率的に運用しなければならない。

(開館時間)

第9条 文化ホール及び交流館の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て開館時間を変更することができる。

(休館日)

第10条 文化ホール及び交流館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 火曜日（ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その日後において最も近い休日でない日）
- (2) 12月29日から翌年の1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て臨時に開館し、又は休館することができる。

(利用の許可等)

第11条 施設等（文化ホール及び交流館の施設、附属設備及び備品をいう。以下同じ。）を利用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。また、

許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 指定管理者は、施設等の管理上必要があると認めるときは、利用の許可に必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。

(利用の不許可)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設等を損傷し、汚損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員の利益になり、又はなるおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があるとき。

(利用料金)

第13条 第11条第1項の規定により許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、文化ホールにあつては別表第1に、交流館にあつては別表第2に掲げる額の利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 市長は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、利用料金を指定管理者の収入として收受させるものとする。
- 3 利用料金は、別表第1及び別表第2に掲げる金額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。
- 4 利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、規則に定める基準により、その全部又は一部を還付することができる。

(利用料金の減免)

第14条 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、規則に定める基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(権利譲渡等の禁止)

第15条 利用者は、施設等を利用する権利を他人に譲渡し、若しくは転貸し、又は許可された目的以外に利用してはならない。

(特別の設備等)

第16条 利用者は、施設等の利用に当たって特別の設備を設けようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により特別な設備を設けたときの費用は、利用者が負担しなければならない。

(立入り等)

第17条 指定管理者は、センターの管理上必要があると認めるときは、利用を許可した場所に立ち入り、利用者及び関係者に質問し、又は必要な措置をとることを命ずることができる。

(利用許可の取消し等)

第18条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可を取り消し、又は条件を変更し、制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 施設等を許可された利用目的と異なった目的に利用したとき。
- (3) 利用の許可条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により利用の許可を受けたとき。
- (5) 第12条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 前項の場合において、利用者が被った損害については、指定管理者は賠償の責めを負わない。

(原状回復)

第19条 利用者は、利用を終了したとき、又は前条第1項の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、指定管理者の指示に従い、速やかに原状に回復しなければならない。

(入館の制限等)

第20条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、センターへの入館を拒み、若しくは制限し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる者
- (2) 施設等を損傷し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認められる者
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがあると認められる者
- (4) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある物又は動物を携帯する者

- (5) 許可なく寄附金品の募集、物品の宣伝及び販売その他これらに類する行為をする者
- (6) 許可なく印刷物、ポスターその他これらに類する物を配布し、又は掲示する者
- (7) 所定の場所以外で飲食する者
- (8) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められる者
(損害賠償)

第21条 センターを損傷し、汚損し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又は市長が定めるところによりその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者不在期間の読替え等)

第22条 第7条の規定にかかわらず、教育委員会が管理するとき、又は教育委員会が伊予市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年伊予市条例第197号）第10条の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は業務の停止を命じたときその他指定管理者に管理を行わせることが困難となったときは、当該期間又は新たに指定管理者が指定されるまでの間における第7条から第9条まで、第10条第2項から第14条まで、第16条第1項、第17条から第20条まで、別表第1及び別表第2の規定の適用については、第9条、第10条第2項から第12条まで、第13条第1項及び第4項、第14条、第16条第1項並びに第17条から第20条までの規定中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、第9条及び第10条第2項中「特に必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て」とあるのは「必要と認めるときは、」と、第13条（見出しを含む。）第1項及び第4項、第14条（見出しを含む。）並びに別表第1及び別表第2の規定中「利用料金」とあるのは「使用料」とし、第7条、第8条並びに第13条第2項及び第3項の規定は適用しない。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前までに、改正前の伊予市文化交流センター条例（以下「改正前の

条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の日前までに、改正前の条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料については、なお従前の例による。

4 指定管理者にセンターの管理業務を行わせる場合において、当該業務を行わせる日前に、改正前の条例又はこの条例（以下この項において「改正後の条例」という。）の規定により教育委員会がした許可その他の行為又は教育委員会に対してなされた申請その他の行為（同日以後の利用に係るものに限る。）は、改正後の条例第7条の規定により指定管理者がした許可その他の行為又は指定管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

別表第1（第13条関係）

1 文化ホール利用料金

時間区分		午前	午後	夜間	全日
種別		9：00～12：00	13：00～17：00	18：00～22：00	9：00～22：00
ホール	平日	5,500円	7,700円	9,020円	21,780円
	休日等	6,380円	8,800円	10,560円	25,080円
ホール (舞台のみ)	平日	1時間 550円			
	休日等	1時間 640円			
楽屋1		880円	1,210円	1,390円	3,190円
楽屋2		880円	1,210円	1,390円	3,190円

備考

- この表において、「休日等」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- 午前から午後又は午後から夜間へ引き続き利用する場合の利用料金は、それぞれの区分の利用料金の合計額とする。
- 冷暖房を利用する場合は、種別ごとに定めた利用料金にその5割に相当する額を加算する。

- 4 利用者が物品の展示販売その他営利を目的とする行為を行うときは、種別ごとに定めた利用料金にその10割に相当する額を加算する。
- 5 利用者が入場料その他これに類するものを徴収するときは、種別ごとに定めた利用料金に次の区分による額を加算する。
 - (1) 入場料が1,000円以下の場合 3割
 - (2) 入場料が1,000円を超え、3,000円以下の場合 5割
 - (3) 入場料が3,000円を超える場合 7割
- 6 許可を得て利用時間を延長した場合は、次の算式に基づき算定した超過利用料金を徴収する。ただし、超過時間が1時間に満たないときは1時間とみなし、1時間未満の端数があるときはこれを切り上げる。

$$\text{超過利用料金} = \left(\frac{\text{利用料金}}{\text{利用許可時間}} \times 1.3 \right) \times \text{超過時間}$$
- 7 利用時間には、準備、後片付け等に要する時間を含むものとする。
- 8 練習、準備、整理等のため、当日以外に使用する場合は、種別ごとに定めた利用料金の5割の額とする。
- 9 利用料金の算定において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2 附属設備及び備品の利用料金

附属設備・備品の名称	単位	利用料金
音響反射板	1式	3,300円
平台(脚共)	1台	220円
ヒナ段用ケコミパネル	1式	1,100円
金屏風	1式	1,100円
演台(花台付)	1式	550円
司会者台	1台	220円
紗幕(黒・白)	1枚	1,100円
地絨	1枚	880円
緋毛氈(フェルト)	1枚	220円
緋毛氈(ネル)	1枚	110円
高座用座布団	1枚	110円
長座布団	1枚	55円

バレエシート	1 式	770円
上敷ゴザ	1 枚	55円
指揮者台 (譜面台含む)	1 式	440円
演奏者用譜面台	1 台	55円
チェロ椅子	1 台	110円
コントラバス椅子	1 台	110円
調光卓	1 式	2,200円
プロセニウムサスペンションライト	1 式	550円
サスペンションライト	1 列	1,100円
ボーダーライト	1 式	550円
アッパーホリゾンライト	1 式	880円
ローアホリゾンライト	1 式	550円
フロントサイドライト	1 段	220円
シーリングライト	1 式	1,100円
センタースポットライト	1 台	550円
ミラーボール	1 台	110円
移動式照明器具	1 台	330円
スタンド類	1 台	110円
カラーフィルター	全紙 1 枚	250円
音響調整卓	1 式	3,300円
ダイナミック型マイク	1 本	550円
コンデンサー型マイク	1 本	550円
マイクスタンド	1 台	110円
ワイヤレスマイク	1 本	880円
ビデオプロジェクター	1 台	2,200円
コンサートグランドピアノ	1 台	7,700円
持込器具	使用電力 1 k wにつき	110円

備考 この利用料金は、利用時間の1区分（午前・午後・夜間）をそれぞれ1回とした料金

であり、全日利用では3回として積算する。

別表第2（第13条関係）

1 交流館利用料金

時間区分	午前	午後	夜間	全日
種別	9：00～12：00	13：00～17：00	18：00～22：00	9：00～22：00
会議室101	1,100円	1,540円	1,760円	4,290円
会議室102	770円	1,100円	1,270円	1,980円
スタジオ1	2,200円	3,080円	3,520円	8,580円
スタジオ2	550円	770円	880円	2,090円
スタジオ3	550円	770円	880円	2,090円
多目的室	2,200円	3,080円	3,520円	8,580円
会議室201	1,650円	2,310円	2,640円	6,380円
会議室202	770円	1,100円	1,270円	1,980円
和室	770円	1,100円	1,270円	1,980円
料理研修室	1,650円	2,310円	2,640円	6,380円
工芸室	1,100円	1,540円	1,760円	4,290円

備考

- 1 午前から午後又は午後から夜間へ引き続き利用する場合の利用料金は、それぞれの区分の利用料金の合計額とする。
- 2 冷暖房を利用する場合は、種別ごとに定めた利用料金にその5割に相当する額を加算する。
- 3 利用者が物品の展示販売その他営利を目的とする行為を行うときは、種別ごとに定めた利用料金にその10割に相当する額を加算する。
- 4 利用者が入場料その他これに類するものを徴収するときは、種別ごとに定めた利用料金に次の区分による額を加算する。
 - (1) 入場料が1,000円以下の場合 3割
 - (2) 入場料が1,000円を超え、3,000円以下の場合 5割
 - (3) 入場料が3,000円を超える場合 7割
- 5 許可を得て利用時間を延長した場合は、次の算式に基づき算定した超過利用料金を

徴収する。ただし、超過時間が1時間に満たないときは1時間とみなし、1時間未満の端数があるときはこれを切り上げる。

$$\text{超過利用料金} = \left(\frac{\text{利用料金}}{\text{利用許可時間}} \times 1.3 \right) \times \text{超過時間}$$

6 利用時間には、準備、後片付け等に要する時間を含むものとする。

7 利用料金の算定において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2 附属設備及び備品の利用料金

附属設備・備品の名称	単位	利用料金
移動式スピーカー	1台	550円
音響セット（ミキサー、SD/CDプレーヤー、ダイナミック型マイク、マイクスタンド、スピーカー）	1式	2,200円
音響セットW（音響セット、ワイヤレスマイク）	1式	3,020円
ダイナミック型マイク	1本	550円
マイクスタンド	1台	110円
展示パネル（丸脚）	1台	550円
液晶プロジェクター（スクリーン付）	1式	1,100円
ポータブルアンプ	1式	550円
ブルーレイディスク/DVDプレーヤー	1台	550円
囲碁セット	1式	110円
将棋セット	1式	110円
バドミントンセット	1式	110円
卓球セット	1式	110円
持込器具	使用電力 1kwにつき	110円

備考 この利用料金は、利用時間の1区分（午前・午後・夜間）をそれぞれ1回とした料金であり、全日利用では3回として積算する。